

新公益法人におけるガバナンス

新しい公益法人制度の下では、法人自らの創意工夫による運営が重視されます。その前提として法人のガバナンスがしっかり効いていることが重要です。

ガバナンスとは、統治と訳されることが多いですが、多くの場合、コーポレートガバナンス(企業統治)の意味で使われます。会社組織における意思決定、執行、監督に関わる機構を整備して、健全に会社運営がなされるように上手に治めることです。営利企業においては、10年ほど前から頻繁に耳にするようになりました。

新公益法人にも同様のことが求められます。

新公益法人になれば、ガバナンスのあり方に変化が生じます。

認定申請の際に、「認定後は、理事会あるいは評議員会には、理事・監事・評議員本人が出席する必要があります。」とよく言われたと思います。これは、理事・監事・評議員は本来、各人の能力、資質等に基づいて選任されたのであるから、代理出席は認められない、ということです。ガバナンスを重視の表れです。

別の例では、「認定後は、監事・評議員いずれも、理事・使用人と兼務できません。」というのがあります。

このように、公益認定後は従来とは違う状況がさまざまに表れて来ます。

今まで通りでよい、のではありません。決して、申請書類だけの話ではありません。

そして、新公益法人は、ディスクロージャー(情報公開)が重視されます。

国民に負担してもらう形で、税務上の優遇措置を受けているからです。